令和８年度

子ども会の皆さん

全国子ども会安全共済会に加入しましょう！

（一社）長野県子ども会育成連合会

＜連絡先＞　〒380-0936　長野市中御所岡田 98 番 1　　長野保健福祉事務所 2F

電話番号：026-225-0126　　FAX 番号：026-225-0133　　mail：nakodomo-1@coffee.ocn.ne.jp

子ども会活動を安心して行うために、共済に加入することも忘れずに！！

加入時費用には共済掛金の他に賠償責任保険料が含まれています。
活動中に会員本人が負ったケガや病気の他に、誤って第三者にケガを負わせてしまったり、
物を壊したりしたときも補償を受ける事ができます。
事故防止のため、定期的に、そして事業開始前から事業実施中にもKYT（危険予知トレーニング）と、
事前の会場下見による安全・安心を確保しましょう。

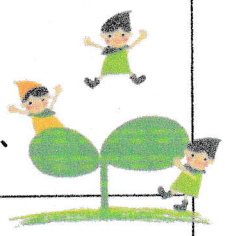

全国子ども会安全共済会に加入するには
- 契約した市町村(地区)の子ども会連合組織に、単位子ども会ごとまとめて申し込んでください。
- 単位子ども会、市町村(地区)子連、長野県子連に所属する者が次の加入時費用を納めることが必要です。

☆加入時費用１人　150　円

内訳	全国子ども会安全共済掛金	50 円	70 円
	全国子ども会連合会運営費	20 円　（子ども会賠償責任保険料を含む）	
	長野県子ども会育成連合会運営費	80 円 （安全教育、共済会加入・請求手続き、事前審査、名簿管理等の費用として）	

全国子ども会安全共済会　共済金額			
死亡共済金	600 万円		
後遺障害共済金	後遺障害の程度に応じて　7 万円～600 万円		
医療共済金	健康保険等を適用した医療費総額の 30%（支払い限度額 50 万円） (医療共済金の額が 1,000 円以下の場合は支払われません)		
子ども会賠償責任保険　支払限度額・免責金額			
賠償責任	施設所有者賠責	対　人	1 事故 5 億円　1 名 1 億円（免責なし）
		対　物	1 事故 200 万円（免責なし）
	受託者　賠責	対　物	1 事故・保険期間中につき 1,000 万円（免責金額 3,000 円）

全国子ども会安全共済とは
子ども会活動中に会員本人が負ったケガや病気に対して死亡共済金、後遺障害共済金、医療共済金が支払われます。

賠償責任保険とは
子ども会活動中の事故により主催者以外の会員や第三者が死傷したり、第三者の財物に損害を与えたりもしくは他人から預かった財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負ったとき、保険金が支払われます。

全国子ども会連合会

全国子ども会安全共済会のご案内

―令和8年度―

ご加入の前に必ずお読みください（共済約款ほか抜粋）

この共済は、被共済者が共済期間中の子ども会活動中に被った傷害又は疾病について、共済約款の規程に従い共済金をお支払いするものです。

1．補償の対象となる「子ども会活動」とは

① 子ども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者（18歳以上の者に限る）又は育成会員の管理下にある活動
② 子ども会の活動計画を実施するために必要な調査及び準備のための活動
③ 子ども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会及び会議に参加して行う活動
④ 子ども会が指定する集合場所又は解散場所と被共済者の住居との通常の経路の往復中

2．共済期間

令和8年4月1日0時～令和9年3月31日24時までの一年間
期間の途中から加入の場合は、
加入手続きが完了した日の翌日0時から令和9年3月31日24時まで。

3．共済契約者

① 全国子ども会連合会に加盟する都道府県（指定都市）子連に加盟する市町村（区）子ども会連合組織の代表者
② 都道府県（指定都市）子連に加盟する市町村（区）子ども会連合組織がない場合は、都道府県（指定都市）子連に加盟する子ども会連合組織または単位子ども会の代表者
③ 全国子ども会連合会に加盟していない都道府県については、当該都道府県の市町村（区）子ども会連合組織の代表者又は単位子ども会の代表者
④ 全国子ども会連合会および全国子ども会連合会に加盟する都道府県（指定都市）子連の事務局代表者

4．被共済者

単位子ども会、市区町村等子連、都道府県（指定都市）子連に所属する者。（0 歳から加入可。加入年齢制限なし。）
4月1日現在3歳以下の者が加入する場合は、保護者、祖父母又は親族（18歳以上）の加入が必要）

5．共済金額

① 死亡共済金　600万円
② 後遺障害共済金　後遺障害の程度に応じて7万円～600万円
③ 医療共済金
健康保険等を適用した医療費総額の30%。（支払限度額50万円）

6．加入手続き（4月1日加入の場合）（期間の途中から加入も可）

共済契約者は、都道府県（指定都市）子連あてに以下の手続きを完了すること。
① 令和8年3月31日までにネットで共済契約申込を行う。
② 令和8年4月1日から5月31日までの間に指定の金融機関に共済掛金を振り込む。
③ 令和8年4月1日から5月31日までの間に加入者名簿、年間行事計画書を提出する。
④ ネット加入の場合は5/31までにネット入力完了のこと。

7．事故の通知・請求

① 被共済者が、共済金請求の傷害又は疾病を被った場合は、共済金請求者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内に事故発生の状況及び傷害又は疾病の程度を都道府県（指定都市）子連に通知すること。
② 請求者が共済金請求する場合は、共済金請求権の発生した日から60日以内に共済金請求時に必要となる書類を提出すること。

8．共済金請求時期(共済金請求権発生時期)

被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被り、その直接の結果として次の事態が発生したとき共済金を支払う。

① 死亡共済金
事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した時
被共済者が子ども会活動中に突然死（上記が適用されない疾病により急死）した時
② 後遺障害共済金
共済約款に定める身体障害の状態（後遺障害）となった時
③ 医療共済金
平常の生活ができる程度になおった時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
ただし、以下の場合は支払対象外
・平常の生活に支障がない程度になおった時以降の期間の医療費
・事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間の医療費
・共済金の支払い期間中に重複して支払い事由が発生した場合

9．共済金をお支払いしない主な場合および傷害・疾病

① 共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失
② 共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。
ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③ 被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし被共済者が小学生以下の闘争行為の場合には、共済金を支払います。
④ 被共済者が飲酒後に発生した当日中の事故等。
⑤ 被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
（ア）法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
（イ）麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
（ウ）自転車に二人乗りしている間（法令で認められる場合を除きます。）
⑥ 被共済者の妊娠、出産、早産又は流産
⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
⑧ 地震もしくは噴火又はこれらによる津波
⑨ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
⑩ ⑦から⑨までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑪ ⑨以外の放射性照射又は放射能汚染
⑫ 喘息・癲癇の持病
⑬ 安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族の同伴がない就学前３年までの乳幼児に、子ども会活動で発生した事故等
⑭ 被共済者が学校管理下にある間に発生した事故等。ただし、被共済者が児童・生徒でない場合には、共済金を支払います。
⑮ 医学的他覚所見があるが、子ども会活動との因果関係がないことが医師等により明確に判断される傷害又は疾病
⑯ 被共済者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。
⑰ オスグッド病・野球肘・疲労骨折
⑱ 感染症法に基づく感染症。ただし、感染経路が明確に判明した食中毒は除く。

公益社団法人
全国子ども会連合会

〒112-0012　東京都文京区大塚6-1-14全国子ども会ビル
TEL　03-5319-1741（代）　FAX　03-5319-1744
https://www.kodomo-kai.or.jp
E-mail　zenkoren@kodomo-kai.or.jp

本ご案内は、「全国子ども会安全共済会」ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を記載しておりますが、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ホームページ上の共済規程をご確認いただき、詳細及びご不明な点等は本会までお問合せください。